

## さいたま市告示第1889号

令和7年さいたま市議会12月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

さいたま市長 清水勇人

- 1 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和7年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和7年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 8 令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和7年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）
- 10 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）
- 12 令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第4号）

## 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,739,403千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ706,459,942千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		149, 483, 359	210, 852	149, 694, 211
	1 国庫負担金	119, 488, 180	189, 563	119, 677, 743
	2 国庫補助金	29, 524, 802	21, 289	29, 546, 091
19 県支出金		38, 643, 925	△472	38, 643, 453
	2 県補助金	5, 325, 664	△472	5, 325, 192
20 財産収入		7, 400, 515	169, 054	7, 569, 569
	1 財産運用収入	1, 185, 948	169, 054	1, 355, 002
22 繰 入 金		20, 953, 096	1, 609, 924	22, 563, 020
	1 基金繰入金	20, 953, 096	1, 609, 924	22, 563, 020
24 諸 収 入		39, 463, 337	△361	39, 462, 976
	6 雜 入	7, 093, 306	△361	7, 092, 945
25 市 債		61, 846, 600	△4, 728, 400	57, 118, 200
	1 市 債	61, 846, 600	△4, 728, 400	57, 118, 200
歳 入 合 計		709, 199, 345	△2, 739, 403	706, 459, 942

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,697,217	7,180	1,704,397
	1 議 会 費	1,697,217	7,180	1,704,397
2 総 務 費		64,808,645	397,789	65,206,434
	1 総務管理費	38,587,741	312,254	38,899,995
	3 徴 税 費	4,812,786	53,535	4,866,321
	4 戸籍住民基本台帳 費	3,647,110	25,500	3,672,610
	7 統計調査費	798,055	6,500	804,555
3 民 生 費		279,761,257	367,960	280,129,217
	1 社会福祉費	9,712,580	52,000	9,764,580
	2 障害者福祉費	59,277,858	11,700	59,289,558
	3 老人福祉費	21,235,432	10,500	21,245,932
	4 児童福祉費	128,180,185	278,983	128,459,168
	6 介護保険費	16,337,656	14,777	16,352,433
4 衛 生 費		58,395,961	39,897	58,435,858
	3 環境対策費	1,545,062	39,897	1,584,959
7 商 工 費		29,831,626	12,000	29,843,626
	1 商 工 費	29,831,626	12,000	29,843,626
8 土 木 費		75,451,333	113,250	75,564,583
	2 道路橋りょう費	23,137,856	19,200	23,157,056
	4 都市計画費	20,609,050	93,000	20,702,050
	6 土地区画整理費	9,720,599	1,050	9,721,649
9 消 防 費		19,477,496	170,196	19,647,692
	1 消 防 費	19,477,496	170,196	19,647,692
10 教 育 費		121,267,082	△3,995,798	117,271,284
	1 教育総務費	12,341,919	86,782	12,428,701
	2 小学校費	56,600,818	△4,227,405	52,373,413
	3 中学校費	26,655,923	42,454	26,698,377
	4 高等学校費	3,411,177	51,018	3,462,195
	6 社会教育費	7,093,933	34,005	7,127,938
	8 特別支援学校費	1,483,140	17,348	1,500,488
12 公 債 費		55,835,639	148,123	55,983,762
	1 公 債 費	55,835,639	148,123	55,983,762
歳 出 合 計		709,199,345	△2,739,403	706,459,942

第2表

## 継 続 費 補 正

変更			(単位:千円)					
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	2小学校費	武藏浦和駅周辺地区義務教育学校整備事業	21,994,998	6	21,800	27,143,798	6	21,800
				7	4,396,603		7	0
				8	8,797,990		8	1,394,919
				9	8,778,605		9	8,126,895
				10	0		10	12,166,080
				11	0		11	5,434,104
		指扇小学校複合施設整備事業	11,002,670	7	1,100,267	11,651,852	7	7,800
				8	5,501,336		8	2,361,586
				9	4,401,067		9	2,361,586
				10	0		10	4,256,735
				11	0		11	1,144,900
				12	0		12	1,519,245

第3表

## 縹　　越　　明　　許　　費　　補　　正

追　加

(単位：千円)

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	公有財産管理・公共施設マネジメント推進事業	23,641
3　民生費	4　児童福祉費	公立保育所管理運営事業	185,283
4　衛生費	3　環境対策費	地球温暖化対策事業	39,490
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路維持事業	19,200
10　教育費	2　小学校費	小学校施設等整備事業	170,820
		小学校營繕事業	384,905

第4表

## 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
馬宮コミュニティセンター外3施設管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,551,174
東大宮コミュニティセンター外4施設管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,515,749
南浦和コミュニティセンター外5施設管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,159,925
美園コミュニティセンター外3施設管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,504,699
武藏浦和コミュニティセンター管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	1,854,000
さいたま国際芸術祭開催事業	令和7年度から 令和8年度まで	43,876
市民会館うらわ管理業務	令和7年度から 令和11年度まで	715,488
プラザイースト管理業務	令和7年度から 令和10年度まで	769,736
プラザウエスト管理業務	令和7年度から 令和10年度まで	1,125,718
市民活動サポートセンター管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	427,679
老人福祉センター武藏浦和荘管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	78,169
高齢者生きがい活動センター管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	92,650
老人憩いの家ふれあいプラザ管理業務	令和7年度から 令和12年度まで	78,388

## 追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浦和斎場管理業務	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	1,136,451
道路修繕工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	574,100
暮らしの道路整備工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	177,400
暮らしの道路整備測量設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	34,100
橋りょう耐震補強設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	106,700
橋りょう補修設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,000
無電柱化引込管委託工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	69,000
歩道等整備設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	32,000
歩道等整備工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	147,000
自転車通行環境整備設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	26,000
ゾーン 30 プラス整備設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	10,000
河川等改修設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	20,192
河川管理施設等更新工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	263,081
三橋総合公園屋内プール暖房設備改修工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	107,503
堀崎公園照明灯改修工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	39,996

## 追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
さいたまセントラルパーク調査測量業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	37,200
耐震性防火水槽設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	36,942
中等教育学校整備事業（追加分その 5）	令和 7 年度から 令和 18 年度まで	72,336
見沼小学校外 4 校給水設備改修工事実施設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	15,967
指扇北小学校浄化槽改修工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	217,809
学級増等に伴う教室改修等修繕（中学校） (追加分)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	42,386
桜木中学校外 1 校給水設備改修工事実施設計業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6,223
市立特別支援学校基本計画策定業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	25,748

第5表

## 地 方 債 補 正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童福祉施設整備事業	623,500		5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものに よる。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	789,100			
道路維持事業	4,979,500				4,996,700	( 補 正 前 に 同 じ 。 )		
小学校建設事業	11,220,000				6,308,800			

令和7年度さいたま市国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第3号）

令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370, 932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104, 997, 414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		71, 245, 775	△10, 626	71, 235, 149
	1 県補助金	71, 245, 774	△10, 626	71, 235, 148
4 財産収入		1	762	763
	1 財産運用収入	1	762	763
5 繰 入 金		7, 726, 838	380, 796	8, 107, 634
	2 基金繰入金	273, 772	380, 796	654, 568
歳 入 合 計		104, 626, 482	370, 932	104, 997, 414

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1, 413, 232	11, 125	1, 424, 357
	1 総務管理費	1, 160, 480	21, 751	1, 182, 231
	2 徴税費	251, 353	△10, 626	240, 727
5 基金積立金		819, 086	762	819, 848
	1 基金積立金	819, 086	762	819, 848
6 諸支出金		200, 107	359, 045	559, 152
	1 償還金及び還付加算金	200, 106	359, 045	559, 151
歳 出 合 計		104, 626, 482	370, 932	104, 997, 414

第2表

## 債務負担行為補正

追加			(単位:千円)
事項	期間	限度額	
子ども・子育て支援金対応に伴う国民健康保険システム改修業務	令和7年度から 令和8年度まで	62,253	

令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,620,011千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国庫支出金		0	49,485	49,485
	1 国庫補助金	0	49,485	49,485
歳 入	合 計	32,570,526	49,485	32,620,011

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		261,239	49,485	310,724
	2 徴収費	112,272	49,485	161,757
歳 出	合 計	32,570,526	49,485	32,620,011

第2表

## 債務負担行為補正

追加			(単位:千円)
事項	期間	限度額	
子ども・子育て支援金対応に伴う後期高齢者医療システム改修業務	令和8年度	27,412	

令和7年度さいたま市介護保険事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,523,732千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「別表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 別 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		10,888	18,025	28,913
	1 財産運用収入	10,888	18,025	28,913
歳 入	合 計	108,505,707	18,025	108,523,732

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		2,043,654	18,025	2,061,679
	1 基金積立金	2,043,654	18,025	2,061,679
歳 出	合 計	108,505,707	18,025	108,523,732

議案第175号

令和7年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「別表 債務負担行為」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

別 表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路整備工事	令和7年度から 令和8年度まで	12,870

令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,050千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 別 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		157,629	1,050	158,679
	1 一般会計繰入金	157,629	1,050	158,679
歳 入	合 計	158,000	1,050	159,050

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		157,455	1,050	158,505
	1 事 業 費	157,455	1,050	158,505
歳 出	合 計	158,000	1,050	159,050

議案第177号

## 令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,321,492千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 別 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		33,808	63,492	97,300
	1 財産運用収入	33,808	63,492	97,300
歳 入	合 計	86,258,000	63,492	86,321,492

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		86,258,000	63,492	86,321,492
	1 公債費	86,258,000	63,492	86,321,492
歳 出	合 計	86,258,000	63,492	86,321,492

## 令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）

### （総則）

第1条 令和7年度さいたま市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度さいたま市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	入		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	33,460,116	△ 107	33,460,009
第2項 営業外収益	1,390,267	△ 107	1,390,160

科 目	支 出		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	29,946,669	13,200	29,959,869
第1項 営業費用	29,221,727	13,200	29,234,927

### （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,421,377 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,960,149 千円、建設改良積立金 4,209,474 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,767,544 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,484,210 千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	20,516,930	6,136	20,523,066
第1項 建設改良費	16,702,260	6,136	16,708,396

### （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち（1）職員給与費を3,876,940千円に改める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 令和7年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）

### （総則）

第1条 令和7年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度さいたま市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目		既決予定額	補正予定額	入 計	(単位 千円)
第1款 病院事業収益		25,865,771	22,586	25,888,357	
第2項 医業外収益		2,943,196	22,586	2,965,782	

科 目		既決予定額	補正予定額	出 計	(単位 千円)
第1款 病院事業費用		28,793,600	434,829	29,228,429	
第1項 医業費用		27,780,402	434,829	28,215,231	

### （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち

(1)給与費を14,446,609千円に改める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

## 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第3号)

### (総則)

第1条 令和7年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

### (収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度さいたま市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	出 計
第1款 下水道事業費用	25,637,922	9,005	25,646,927
第1項 営業費用	23,405,970	9,005	23,414,975

### (債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下水道汚水整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	150,600
下水道施設老朽化対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	365,600

### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,343,843千円	9,005千円	1,352,848千円

令和7年11月26日 提出

さいたま市長 清水勇人

## 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,766,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,226,693千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月18日提出

さいたま市長 清水勇人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 分担金及び負担金		4,128,500	400	4,128,900
	1 負 担 金	4,128,500	400	4,128,900
18 国庫支出金		149,694,211	12,927,422	162,621,633
	2 国庫補助金	29,546,091	12,927,422	42,473,513
19 県支出金		38,643,453	43,827	38,687,280
	2 県補助金	5,325,192	43,827	5,369,019
22 繰 入 金		22,563,020	46,890	22,609,910
	1 基金繰入金	22,563,020	46,890	22,609,910
24 諸 収 入		39,462,976	412	39,463,388
	6 雜 入	7,092,945	412	7,093,357
25 市 債		57,118,200	3,747,800	60,866,000
	1 市 債	57,118,200	3,747,800	60,866,000
歳 入 合 計		706,459,942	16,766,751	723,226,693

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		65,206,434	3,058,398	68,264,832
	2 企 画 費	10,934,716	3,058,398	13,993,114
3 民 生 費		280,129,217	5,914,230	286,043,447
	2 障害者福祉費	59,289,558	114,140	59,403,698
3 民 生 費	3 老人福祉費	21,245,932	1,248,596	22,494,528
	4 児童福祉費	128,459,168	4,551,494	133,010,662
4 衛 生 費		58,435,858	99,417	58,535,275
	1 保健衛生費	25,687,915	99,417	25,787,332
6 農 林 水 産 業 費		2,257,082	140,000	2,397,082
	1 農 業 費	2,081,004	140,000	2,221,004
7 商 工 費		29,843,626	2,958,956	32,802,582
	1 商 工 費	29,843,626	2,958,956	32,802,582
8 土 木 費		75,564,583	2,763,652	78,328,235
	2 道路橋りょう費	23,157,056	1,416,200	24,573,256
8 土 木 費	3 河 川 費	3,605,084	249,900	3,854,984
	4 都市計画費	20,702,050	1,097,552	21,799,602
10 教 育 費		117,271,284	1,832,098	119,103,382
	2 小学校費	52,373,413	1,511,809	53,885,222
	3 中学校費	26,698,377	245,490	26,943,867
	8 特別支援学校費	1,500,488	74,799	1,575,287
歳 出 合 計		706,459,942	16,766,751	723,226,693

第2表

## 継 続 費 補 正

1 追 加						(単位:千円)	
款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額		
8 土 木 費	4 都市計画費	(仮称) 加田屋公園整備事業	1,124,117	7	76,900		
				8	274,205		
				9	376,748		
				10	396,264		

2 変 更			(単位:千円)					
款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
8 土 木 費	4 都市計画費	沼影公園解体事業	1,138,280	5	11,383	1,138,280	5	11,383
				6	1,013,069		6	1,013,069
				7	113,828		7	50,808
				8	—		8	63,020

第3表

## 繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	2 企画費	重点支援地方交付金（他会計繰出金）	3,045,216
3 民生費	2 障害者福祉費	障害者支援事業（障害政策課）	114,140
	3 老人福祉費	老人福祉施設運営補助事業	1,248,596
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業	140,000
7 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	595,908
		市民アプリ活用事業	2,363,048
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	78,800
		橋りょう維持事業	148,500
		交通安全施設整備事業	55,400
	3 河川費	河川改修事業	187,900
	4 都市計画費	都市計画推進事業（都市計画課）	85,072
		街路整備事業	190,400
		都市公園等整備事業（北部公園整備課）	558,500
		都市公園等整備事業（南部公園整備課）	173,700
		指定緑地等設置・保全事業（みどり推進課）	3,000
		指定緑地等設置・保全事業（北部公園整備課）	73,000
	3 中学校費	中学校營繕事業	245,490
10 教育費	8 特別支援学校費	特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設整備課）	74,799

## 2 変更

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 民生費	4 児童福祉費	子育て世帯特別給付金給付事業	102,929	子育て世帯特別給付金給付事業	847,829
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等整備事業	170,820	小学校施設等整備事業	996,029
		小学校營繕事業	384,905	小学校營繕事業	1,071,505

第4表

## 地 方 債 補 正

## 1 追 加

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特別支援学校 管理事業	68,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共團 体との共 同発行を 含む。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利 率とする。)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えするこ とができる。

## 2 変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設 改良事業	3,832,800				5,017,600			
橋りょう 維持事業	2,467,400		5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 他の場合に はその債権者と 協定するものに よる。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。)		2,560,900			
交通安全 施設整備 事業	2,474,500				2,511,200	( 補 正 前 に 同 じ 。 )		
河川改良 事業	2,012,800				2,229,700			
街路整備 事業	4,163,000				4,304,600			

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	2,452,700				3,008,100			
緑化推進事業	1,800				66,000			
小学校建設事業	6,308,800	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共團 体との共 同発行を 含む。)	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものに よる。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	7,484,600			(補正前に同じ。)
中学校建設事業	2,642,200				2,852,400			

令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,800千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月18日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		20,600	5,000	25,600
	1 国庫補助金	20,600	5,000	25,600
7 市 債		39,900	16,600	56,500
	1 市 債	39,900	16,600	56,500
歳 入	合 計	475,200	21,600	496,800

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		342,868	21,600	364,468
	1 事 業 費	342,868	21,600	364,468
歳 出	合 計	475,200	21,600	496,800

第2表

繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	浦和東部第一特定土地区画整理事業	21,600

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浦和東部第一特定土地区画整理事業	39,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	56,500	(補正前に同じ。)		

令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ626,500千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月18日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		86,000	30,000	116,000
	1 国庫補助金	86,000	30,000	116,000
8 市 債		112,400	51,000	163,400
	1 市 債	112,400	51,000	163,400
歳 入	合 計	545,500	81,000	626,500

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		372,187	81,000	453,187
	1 事 業 費	372,187	81,000	453,187
歳 出	合 計	545,500	81,000	626,500

第2表

繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	指扇土地区画整理事業	81,000

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
指扇土地区画整理事業	112,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融資条 件により、銀行 その他の場合にはその債権者と 協定するものに よる。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	163,400	(補正前に同じ。)			

## 令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第2号）

## （総則）

第1条 令和7年度さいたま市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## （業務の予定量）

第2条 令和7年度さいたま市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(単位 千円)			
区分	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業			
施設整備事業 事業費	13,838,221	468,681	14,306,902

## （収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	33,460,009	57,107	33,517,116
第1項 営業収益	32,057,317	13,182	32,070,499
第2項 営業外収益	1,390,160	43,925	1,434,085

(単位 千円)			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	29,959,869	14,500	29,974,369
第1項 営業費用	29,234,927	14,500	29,249,427

## （資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,708,582 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,002,756 千円、建設改良積立金 4,209,474 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,767,544 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,728,808 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	9,101,689	181,476	9,283,165
第3項 補助金	18,863	181,476	200,339

支  
出  
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	20,523,066	468,681	20,991,747
第1項 建設改良費	16,708,396	468,681	17,177,077

( 繼続費 )

第5条 繼続費を次のとおり改める。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	北部幹線 1系ルート 更新事業 (淡島神社～ 農協工区)	1,934,592	7	315,282	1,644,383	7	783,963
				8	657,008		8	43,160
				9	962,302		9	817,260

( 他会計からの補助金 )

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を42,894千円に改める。

令和7年12月18日提出

さいたま市長 清水勇人

## 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第4号)

### (総則)

第1条 令和7年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

### (資本的収入及び支出)

第2条 令和7年度さいたま市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,803,255千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額862,827千円、過年度分損益勘定留保資金1,393,251千円、当年度分損益勘定留保資金9,547,177千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	入 計 (単位 千円)
第1款	資本的収入	12,317,336	1,677,400	13,994,736
第1項	企業債	11,013,100	1,173,100	12,186,200
第3項	国庫補助金	845,475	504,300	1,349,775

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	支 出 (単位 千円)
第1款	資本的支出	24,120,591	1,677,400	25,797,991
第1項	建設改良費	13,143,202	1,677,400	14,820,602

### (企業債)

第3条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
公共下水道事業	9,595,000千円	1,173,100千円	10,768,100千円
合計	11,013,100千円	1,173,100千円	12,186,200千円

令和7年12月18日 提出

さいたま市長 清水勇人